平成２４年（フ）第３８９号
和歌山市四筋目20番地　フォースアベニュー405号室、住民票上の住所和歌山市福島274番地　わかば住宅３－３
債務者　内田　貴士
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第５４３号
川崎市高津区蟹ケ谷３番地７　蟹ヶ谷槍ヶ崎住宅１―613
債務者　荒川　　洋
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第５８７号
川崎市川崎区小田５丁目27番12―302号　第２むさしマンション、前住所神奈川県大和市上和田96番地１　グリーンヴィレッジ桜ケ丘弐番館202号
債務者　木村　雄太
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第５８８号
川崎市川崎区小田５丁目27番12―302号　第２むさしマンション、前住所神奈川県大和市上和田96番地１　グリーンヴィレッジ桜ケ丘弐番館202号
債務者　木村　　萌（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第５９９号
川崎市宮前区平６丁目10番38―303号　サンヒルズ宮前平、前住所川崎市宮前区平１丁目11番36―212号
債務者　雨宮その江
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６００号
川崎市宮前区平６丁目10番38―303号　サンヒルズ宮前平、前住所川崎市宮前区平１丁目11番36―212号
債務者　雨宮　雄太
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６１９号
川崎市多摩区中野島１丁目21番１号　フェリシアコート201
債務者　永濵ちさと（旧姓横堀）
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６２４号
川崎市幸区小向西町２丁目12番地　藤宮ハイツ202
債務者　本田　紀晴
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６３８号
川崎市川崎区大師駅前２丁目８番６―203号　コーポ須山、前住所川崎市宮前区野川2377番地　鷺沼コーポ301
債務者　山上　高弘
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６３９号
川崎市川崎区大師駅前２丁目８番６―203号　コーポ須山、前住所川崎市宮前区野川2377番地　鷺沼コーポ301
債務者　山上　妙子
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６５７号
川崎市中原区上平間1402番地73　ミヤモリ荘２Ｆ
債務者　小島　信男
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６５８号
川崎市川崎区台町８番１号　ニックハイム406
債務者　亀山未紀こと　亀山　未紀
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６６３号
川崎市中原区上小田中７丁目５番30―403号、前住所川崎市中原区上平間2086番地１　クリオ平間ファースト205
債務者　中川　義宏
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６６４号
川崎市幸区小向西町４丁目108番地　ビックガーデン小向412、前住所さいたま市南区根岸１丁目22番11号
債務者　齋藤　寛子
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係